

## 選挙業務（参議院議員通常選挙）に係る労働者派遣 仕様書

### 1. 基本事項

次の仕様内容に従い、枚方市（以下、「発注者」という。）は労働者の派遣を派遣元（以下、「受注者」という。）に依頼し、受注者はこれを承諾し、労働者（以下、「派遣労働者」という。）を派遣するものとする。

### 2. 派遣名称

選挙業務（参議院議員通常選挙）に係る労働者派遣

### 3. 契約期間

契約締結日から令和4年8月31日まで

### 4. 派遣事業所所在地及び名称、組織単位

事業所所在地：枚方市大垣内町2丁目1番20号

事業所名称：枚方市役所

組織単位：枚方市選挙管理委員会事務局

### 5. 派遣労働者業務内容

第26回参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所における案内、受付（パソコン操作含む）、場内整理、投票用紙交付等の投票事務。

### 6. 派遣期間

第26回参議院議員通常選挙（選挙期日は未定）

※ 参議院議員の任期満了日は令和4年7月25日ですが、現時点において選挙期日は未定です。選挙期日が決まり次第連絡します。

(1) 選挙期日16日前から前日までの16日間

(2) 上記(1)の期間のほか、「15. 業務に関する研修」の実施日を派遣期間とする。

### 7. 派遣場所（派遣労働者就業場所）

9箇所为期日前投票所

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 市民会館 大ホール前 ロビー      | 枚方市岡東町8番33号     |
| (2) 津田支所 1階 ロビー         | 枚方市津田北町2丁目25番1号 |
| (3) 北部支所 1階 ロビー         | 枚方市楠葉並木2丁目29番3号 |
| (4) 南部生涯学習市民センター 1階 ロビー | 枚方市香里ヶ丘1丁目1番地の2 |
| (5) 中央図書館 1階 エントランスホール  | 枚方市車塚2丁目1番1号    |
| (6) サプリ村野 1階 会議室105     | 枚方市村野西町5番1号     |

- (7) 総合体育館 1階 会議室2 枚方市中宮大池4丁目10番1号  
(8) ビオルネ 地下1階 南館特設会場 枚方市岡本町7番1号  
(9) くずはモール 本館ハナノモール3階 旧「くずはアートギャラリー」 枚方市楠葉花園町15番1号  
※ 会場が変更になる場合があります。

#### 8. 派遣人員及び就業時間

- (1) 派遣人数、勤務日及び勤務時間については、＜別紙1＞のとおりとする。  
(2) 派遣元は、労働基準法を遵守して労働者の派遣を行うこと。  
(3) 派遣元は、期間内は必ず所定人員を確保し、可能な限り同一の派遣労働者を継続して配置すること。  
(4) 休憩時間は、一日あたり60分を付与する。ただし、一斉付与及び同時付与は行わない。派遣場所の責任者の指示に従いローテーションによるものとする。

#### 9. 時間外勤務

時間外勤務はなし

#### 10. 契約金額

1人1時間当たりの単価契約とする。

ただし、この契約金額には受注者がこの契約を履行するために必要な経費一切を含むものとする。

また、勤務時間は15分単位で計算するものとし、1日の労働時間が8時間を超える部分については、単価の125%の金額とする。(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額。)

#### 11. 派遣にあたっての条件等

派遣労働者はキーボード及びマウスを使った簡単なパソコン操作ができること。

就業にあたっては、選挙人に不快感を与えないよう、服装や身なりには特に注意すること。

就業場所には現地集合、現地解散とする。就業場所の駐車場は利用することができない。また、駐輪場を有しない投票所もあるため、バイクや自転車による通勤もできない場合がある。

#### 12. 派遣労働者の報告

受注者は、従事する派遣労働者を調整し、配置一覧表を作成の上、速やかに発注者へ報告すること。

### 13. 就業の確保

- (1) 受注者は、派遣労働者の適正な労務管理を行い、発注者が行う業務の遂行に支障が生じ、又は発注者の信用を害する等の不都合を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、労働者派遣の実施に際し、派遣労働者について有給休暇の取得及び傷病その他の理由により欠務を生じる場合は、発注者に通知の上、代替の派遣労働者を派遣しなければならない。

### 14. 業務指揮

- (1) 発注者は、派遣労働者に直接指揮命令する者を定め、その従事すべき業務の遂行に関し必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 受注者は、派遣労働者に対し、前項の指揮命令のほか発注者における職場秩序維持、施設管理その他派遣労働者の就業に関し発注者が行う指示に従うよう、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 発注者は、派遣労働者に指示や注意を行い、これを経て、なお改善が認められないときは、受注者の責任において派遣労働者を変更することを求めることができるものとする。

### 15. 業務に関する研修

発注者は、派遣労働者が適切に業務遂行できるよう、あらかじめ研修を実施する。この研修に必要とする時間は、就業時間として取り扱うものとする。日程は協議の上決定し、概ね2時間行う。なお、この研修は可能な限り出席を求める。

### 16. 契約の解除

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。
  - ① 受注者の責めに帰すべき事由により6の派遣期間中、受注者が派遣を継続できる見込みがないとき。
  - ② この契約の履行について、受注者又は派遣労働者若しくはその他の受注者の従業員等に不正の行為があったとき。
  - ③ 労働者派遣事業の営業の許可が取り消されたとき。
  - ④ その他受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 発注者は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、受注者に対し通知をした上で、この契約を解除することができる。
- (3) 受注者は、正当な事由のあるときは、あらかじめ発注者の承認を得た上で、この契約を解除することができる。

## 17. 責任者等の選任

発注者及び受注者は、発注者責任者、受注者責任者をそれぞれ選任するものとする。

## 18. 苦情の処理

- (1) 発注者及び受注者は、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける者をそれぞれ選任するものとする。
- (2) 発注者は、派遣労働者からその就業に関して苦情の申し出があったときは、速やかにその内容を受注者に通知し、発注者受注者協議の上、適切に処理を行うものとする。

## 19. 安全衛生に関する措置

発注者は、受注者が派遣労働者に対する雇入れ時の安全衛生教育を適切に行えるよう、派遣労働者が従事する業務に係る情報を受注者に対し提供するとともに、受注者から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申入れがあった場合は、派遣労働者の安全衛生に関する措置を実施するために必要な協力や配慮を行うものとする。

## 20. 事故対応

派遣労働者に労災事故が発生した場合は、発注者受注者協力してその解決に当たらなければならない。

## 21. 権利義務の譲渡等の禁止

- (1) 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (2) 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

## 22. 秘密保持義務

- (1) 受注者及び派遣労働者は、この契約の履行に際して知り得た発注者の秘密を他に洩らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。
- (2) 受注者及び派遣労働者は、この契約の履行に際して知りえた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除された後も同様とする。
- (3) 労働者派遣にあたり、受注者は「個人情報の保護に関する特記仕様書」の内容を遵守するものとする。
- (4) 受注者は、派遣労働者に対し、退職後も含め業務に従事して知り得た個人情報を他に漏らさない趣旨の誓約書を提出させるものとし、当該誓約書の提出を受けたときは、発注者に報告しなければならない。

23. 支払い

派遣期間満了後の出来高払いとする。

受注者は、業務が完了したときは、業務を行った時間数を合計し、合計時間数に契約金額に定める時間単価を乗じて得た額を派遣料として発注者に請求するものとする。

(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額とする。)

なお、請求する際は、「6. 派遣期間」における投票事務及び研修に係る請求金額の内訳を作成すること。

24. 損害賠償

受注者及び派遣労働者は、業務の実施又はその結果が不完全であったことにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

25. その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義については、発注者受注者協議して定めるものとする。

< 別紙1 > 第26回 参議院議員通常選挙 期日前投票所各日派遣勤務表

投票所			①市民会館 ④南部生涯学習センター						②津田支所 ③北部支所 ⑤中央図書館 ⑥サブリ村野						⑦総合体育館						⑧ピオルネ⑨くずはモール					
			就業時間		派遣	労働時間算出			就業時間		派遣	労働時間算出			就業時間		派遣	労働時間算出			就業時間		派遣	労働時間算出		
					人数	休憩時間	労働時間	労働時間合計			人数	休憩時間	労働時間	労働時間合計			人数	休憩時間	労働時間	労働時間合計			人数	休憩時間	労働時間	労働時間合計
事前研修	○/○		10:00-12:00	2	(計)16	0	2	32	10:00-12:00	2	(計)22	0	2	44	10:00-12:00	2	(計)6	0	2	12	10:00-12:00	2	(計)16	0	2	32
公示日	○/○	木																								
期日前投票開始	○/○	金	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.50	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	土	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.50	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	日	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.50	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	月	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.50	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	火	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.5	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	水	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.5	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	木	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.5	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	金	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	8:20-20:05	11.75	2	1	10.75	21.50	9:50-20:05	10.25	2	1	9.25	18.5	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75
	○/○	土	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	日	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	月	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	火	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	水	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	木	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	金	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
	○/○	土	8:20-20:05	11.75	4	1	10.75	43	8:20-20:05	11.75	3	1	10.75	32.25	9:50-20:05	10.25	3	1	9.25	27.75	9:50-20:05	10.25	4	1	9.25	37.00
		計			56			602			40			430.00			40			370.00			56			518
備考			投票所派遣合計 112人 1,204H						投票所派遣合計 160人 1,720H						投票所派遣合計 40人 370H						投票所派遣合計 112人 1036H					
※研修含まず→																										

投票所従事派遣延べ	424	人
(研修含まず)	4,330.00	H

# 個人情報保護に関する特記仕様書

受注者は、枚方市個人情報保護条例第12条第1項の規定及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき、以下の内容を遵守しなければならない。

## (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律及び枚方市個人情報保護条例その他の個人情報の適正な取扱いに関する法令等の規定を遵守し、その適正を確保しなければならない。

## (作業従事者等の明確化)

第2条 受注者は、この特記仕様書に定める事項を履行する責任を負う者（以下「保護責任者」という。）及び個人情報の取扱いに従事する者（以下「作業従事者」という。）を定めるとともに、それらの者の氏名、役職を、書面により、あらかじめ発注者に届け出なければならない。保護責任者又は作業従事者を変更するときも、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者及び作業従事者以外の者を個人情報の取扱いに従事させてはならない。
- 3 作業従事者は、保護責任者の指示に従い、枚方市個人情報保護条例及びこの特記仕様書に則して適正に委託業務の処理に当たらなければならない。

## (教育研修及び指導監督)

第3条 受注者は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、作業従事者に対し、個人情報の保護に関する教育研修を適宜実施するとともに、常に個人情報の保護に関し必要な指導監督に当たらなければならない。

## (秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報その他委託業務の処理に伴い知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

- 2 受注者は、保護責任者に対し、秘密の保持に関する誓約書（別紙様式）を提出させなければならない。

## (取扱区域)

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）を定めなければならない。

- 2 受注者は、取扱区域から個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

- 3 受注者は、発注者の事務所内に取扱区域を定めたときは、当該取扱区域に出入する者が保護責任者又は作業従事者であることを識別できるようにするため、それらの者に対し、それらの者であることを示す証票を交付し、これを携帯させなければならない。

(収集の制限)

第6条 受注者は、個人情報を収集するときは、委託業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段によらなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受注者は、委託業務を処理する目的の範囲を超えて個人情報を使用し、又は提供してはならない。

(複製の禁止)

第8条 受注者は、委託業務を処理するために発注者から提供を受けた資料であって個人情報をその内容に含むもの（以下「提供資料」という。）及び本契約の目的物（委託業務を処理する過程で作成したものを含む。以下同じ。）を複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(提供資料等の返却又は消去若しくは廃棄)

第9条 受注者は、委託業務を完了したときは、本契約の目的物の引渡しと併せて、提供資料を返却するとともに、受注者が使用した機器内に存する個人情報その他の発注者に関する情報（以下「受注者の機器内の個人情報等」という。）を消去し、又は廃棄しなければならない。

- 2 前項の規定による消去又は廃棄（以下「情報消去等」という。）をするときは、当該情報が記録された記録媒体の物理的な破壊その他当該受注者の機器内の個人情報等の復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報消去等をするときは、あらかじめ、情報消去等をする受注者の機器内の個人情報等の内容、記録媒体及び数量並びに情報消去等の方法及びその予定日を書面により発注者に通知し、その承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、情報消去等に際し、発注者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 受注者は、情報消去等を行ったときは、遅滞なく、情報消去等を行った日時及び担当した者並びに消去し、又は廃棄した受注者の機器内の個人情報等の内容を、書面により、発注者に報告しなければならない。

(個人情報の適切な管理)

第10条 受注者は、前各条に定めるもののほか、発注者が枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市情報セキュリティポリシーに基づき講じる措置と同等の措置を自ら講じることにより、個人情報を適切に管理しなければならない。



(発注者の検査等への応諾義務)

第11条 受注者は、委託業務の処理の状況について、発注者が行う検査の受入れ又は発注者に対する報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(再委託)

第12条 再委託の契約は、この特記仕様書に基づき受注者に課された全ての義務を再委託先に課するものでなければならない。

- 2 受注者は、再委託先による個人情報の取扱いについて、再委託の契約の内容にかかわらず、発注者に対して全ての責任を負わなければならない。
- 3 受注者は、再委託の契約において、再委託先に対する監督及び再委託先における安全管理の方法その他発注者が指示する事項について、具体的に規定しなければならない。
- 4 受注者は、再委託先に対する監督の状況について、発注者から報告の求めがあったときは、直ちに、これに応じなければならない。

(事故報告義務)

第13条 受注者は、個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事故の発生に係る受注者の帰責事由の有無にかかわらず、直ちに、当該事故に係る個人情報の内容、発生場所及び発生状況を書面により発注者に報告するとともに、当該事故への対処に係る発注者の指示に従わなければならない。

(解除事由への該当性の認定)

第14条 この特記仕様書に違反する受注者の行為は、本契約による発注者の解除事由に該当する行為とみなす。

(漏えい等が発生した場合の受託者の責任)

第15条 受注者は、この特記仕様書に違反する受注者の行為によって個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えいその他の事故が発生したときは、当該事故による損害を賠償しなければならない。本契約が満了し、又は解除された後も、同様とする。

# 誓約書（保護責任者用）

枚方市長 伏見 隆 様

令和 年 月 日

商号または名称 \_\_\_\_\_

所属・部署 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、選挙業務（参議院議員通常選挙）に係る労働者派遣委託契約（以下、「本契約」という。）における第 26 回参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所の案内、受付、場内整理、投票用紙交付等の投票事務（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

- 「枚方市個人情報保護条例」等の関係法令や本契約における取り決めに遵守し、誠実に職務を遂行すること。
- 本業務を行う上で知り得た個人情報、機密情報等の情報（以下、「本業務に係る個人情報等」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が満了し、又は解除された後においても同様とすること。
- 本業務に係る個人情報等を枚方市の許可なく複写し、又は複製しないこと。許可を得て、複写又は複製したときは、本業務の終了後、枚方市の指示を受けたうえで、複写し、又は複製した本業務に係る個人情報等を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
- 本業務において使用したデータ、プログラムその他本業務に関する資料を枚方市の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
- 本業務に係る個人情報等の資料については、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。また、本業務の終了後は、これを枚方市に返還すること。
- 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに枚方市にその発生状況等を報告し、枚方市の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく枚方市に報告すること。
- 保護責任者として統括する他の従事者に対し、前各項の規定を遵守させること。

-----  
上記の者は、本事業の保護責任者であることを証明するとともに、上記事項を遵守し機密を保持することを保証します。

所在地 \_\_\_\_\_

商号または名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

印

# 誓約書（作業従事者用）

商号または名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

所属・部署 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

私は選挙業務（参議院議員通常選挙）に係る労働者派遣契約（以下、「本契約」という。）における第26回参議院議員通常選挙に伴う期日前投票所の案内、受付、場内整理、投票用紙交付等の投票事務（以下、「本業務」という。）に従事するにあたり、次の事項の遵守を誓約いたします。

- 「枚方市個人情報保護条例」等の関係法令及び本契約における取り決めに従い、誠実に職務を遂行すること。
- 本業務を行う上で知り得た個人情報、機密情報等の情報（以下、「本業務に係る個人情報等」という。）を他人に漏らし、又は本業務を処理する目的の範囲を超えて使用しないこと。また、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とすること。
- 本業務に係る個人情報等を保護責任者の許可なく複製し、又は複製しないこと。許可を得て、複製又は複製したときは、本業務の終了後、保護責任者の指示を受けたうえで、複製し、又は複製した本業務に係る個人情報等を直ちに消去し、又は廃棄し、復元ができない状態にすること。
- 本業務において使用したデータ、プログラムその他本業務に関する資料を保護責任者の許可なく取扱区域から持ち出さないこと。
- 本業務に係る個人情報等の資料については、施錠できるケースに保管し、事故防止措置を講じた上で搬送すること。
- 本業務の遂行に際し、事故が生じたときは直ちに保護責任者にその発生状況等を報告し、保護責任者の指示に従ってその解決に努めること。また、その後の状況についても遅滞なく保護責任者に報告すること。